

1. 組織名

一般社団法人 日本果汁協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

オレンジやリンゴの濃縮果汁(Brix 20超のものをいう。)におけるしよ糖(スクロース)含量は、搾汁時のしよ糖含量からみて、通常、10%を超えます。

しかし、我が国に輸入される濃縮果汁では、「しよ糖含量が10%以下」のものが増えてきており、この現象は我が国特有のものであり、輸入関税率表のなせる業と考えられます。

すなわち、果汁に関する我が国の輸入関税率表では、「しよ糖含量」が高ければ税率も高く設定(注)されていることから、しよ糖を酵素(インベルターゼ)等で処理し、その含量が10%以下となるように誘引しているためです。

欧米の輸入関税率表では、しよ糖含量による税率区分は見当たりませんし、また、CODEXや欧米の果汁に関する規格では、Fruit Juiceへのこのような酵素処理等は認められておりません。国際的に認められていない処理の結果、食味の低下した果汁が我が国に輸入されているのが実態です。

つきましては、我が国の果汁に関する輸入関税率表から「しよ糖含量」による区分を廃止していただくよう要望します。

このことは、TPP交渉において相手側に要求する事項ではなく、我が国の判断で事足りる事項ではないかと考えます。

(注)WTO協定下において、冷凍濃縮オレンジ果汁では、品番2009.11-210(しよ糖10%以下(非加糖))の税率が21.3%であるのに対して、品番2009.11-290(しよ糖10%超(非加糖))が25.5%で、また、リンゴ果汁では、品番2009.79-210(しよ糖10%以下(非加糖))が19.1%であるのに対して、品番2009.79-290(しよ糖10%超(非加糖))が29.8%となっている。